

日本と米国・シンガポールにおける AML/CFTのための情報共有の取り組み

AML/CFTの高度化には個人情報の共有が重要であるが、個人情報の取り扱いが課題となる。本人同意なしの個人情報の第三者提供が制限される日本にとって、個人情報共有を促進する法律が整備されつつある米国やシンガポールの取り組みが参考になる。

日本におけるAML/CFT業務高度化 のための情報共有

近年、金融のデジタル化や金融犯罪の多様化・巧妙化等に伴い、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策（以下、AML/CFT）は国際的に高い水準で求められている。AML/CFTの中核的な業務である取引モニタリング等の高度化・効率化のためにも、情報を共有し業務負担削減を図ることは喫緊の課題とされている。

情報共有において最初の壁になるのが個人情報の取り扱いである。金融機関同士が疑わしい顧客や取引等の情報を共有することで、疑わしい取引の検知精度が向上しAML/CFTの全体的な高度化が見込まれるが、情報共有にあたり個人のプライバシーの侵害が懸念される。個人情報保護法23条1項では、個人データの第三者提供には原則として本人の同意が必要と規定されている。ただし、例外として同意なしで提供できるケースは限定的に複数存在し、AML/CFT目的での個人情報の第三者提供はそのうち「法令に基づく場合」（個人情報保護法27条1項1号）に該当すると解釈するのが一般化しつつあるものの、明確な判例は存在しない。FATF¹⁾は情報共有に関する法規制の適切なガイダンスの提供による明確化の必要性に言及しており²⁾、その対応が求められている。

情報共有の体制整備に改善の余地はあるものの、AML/CFT業務の共同実施に向けた取り組みは進んでいる。金融庁は2021年より金融審議会に「資金決済ワーキング・グループ」を設立してAML/CFT業務の共同実施による高度化・効率化に向けた検討を実施している。2022年6月には資金決済法を改正し、複数の銀行等の委託を受けて為替取引に関し取引フィルタリング業務又

は取引モニタリング業務を行う「為替取引分析業」を創設することとした。この改正は2023年6月に施行され、これまで3事業者が許可を得た。うち1社は、全国銀行協会がAML/CFTの高度化・共同化を目的に設立した「マネー・ロンダリング対策共同機構」である。本機構は2024年4月にAML/CFTに係る業務高度化サービスの提供を開始しており、今後は取引モニタリング等のAIスコアリングサービスの提供を予定している。

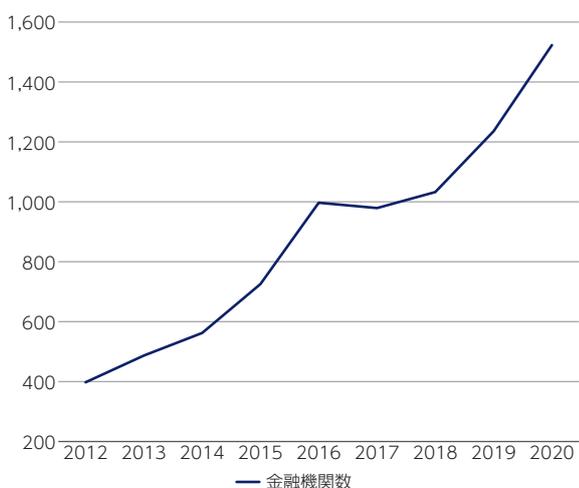
米国では情報共有を促進する法律が 整備されている

米国にはAML/CFTのために金融機関間の自主的な情報共有を促す米国愛国者法³⁾ 314条 (b) が存在する。314条 (b) では任意の金融機関の相互の情報共有を許容しており、個人を特定できる情報を含めて共有できる情報の種類に制限はない。ただしこの情報はAML/CFTに関連する情報に限定されている。この際、具体的な活動が特定できていなくても「疑わしい情報」というだけで共有可能である。314条 (b) の参加金融機関はセーフ・ハーバー⁴⁾が適用され、プライバシー侵害や虚偽の情報を共有することによる責任から保護されるというメリットもある。314条 (b) は任意であるが、金融機関同士の情報共有により疑わしいマネー・ロンダリング行為を特定する能力の向上のためにも、小規模な銀行も含むすべての銀行が参加することが金融犯罪捜査網（Financial Crimes Enforcement Network。以下、FinCEN）により強く推奨されている。FinCENのレポートによると、314条 (b) を参考にした不信行為報告書（SAR）を提出した金融機関の数は増加傾向にあり（図表）、一定の効果が伺える。

NOTE

- 1) 金融活動作業部会 (Financial Action Task Force)。AML/CFT防止対策の確立促進のために設立された政策立案機関。
- 2) 出所) PRIVATE SECTOR INFORMATION SHARING | FATF
- 3) 2001年9月11日のアメリカ同時多発テロ事件を受けて成立した、テロリズムの防止を目的とした法律。
- 4) 情報開示の制限に違反する場合でも、当該金融機関が資金情報機関に対して疑わしい取引などを誠実に報告する場合、当該金融機関はセーフ・ハーバーにより保護される。

図表 314 (b) に言及したSARを提出した金融機関



(出所) FinCENの報告書を基に野村総合研究所作成

しかし314条 (b) への参加には、金融機関自体のリソースが限られていることや、情報共有に伴う顧客からの訴訟のリスクに対する懸念等の課題が残っており、中小の金融機関の参加は十分ではない。米国においては、FinCENなどの政府機関や法執行機関が官民連携 (Public Private Partnership。以下、PPP) の重要性を提言しており、314条 (b) はその架け橋となる法律であるが、政府機関が大手金融機関から情報を徴求するための手段としての域を出ていないと言えるだろう。

シンガポールにおける官民一体となったAML/CFT情報共有フレームワーク

PPPの事例としては、シンガポールの取り組みが挙げられる。シンガポールでは2023年5月に金融サービス市場法 (FSMA) を改正し、プライバシーを保護するためのパラメータの範囲内で金融機関が重要な顧客情報を共有することを許可した。これは、疑わしい顧客に関する

情報を金融機関が相互に共有するためのデジタル・プラットフォーム「COSMIC (Collaborative Sharing of ML/TF Information & Cases)」のための法的枠組みであり、COSMICは2024年4月にシンガポール金融管理局 (MAS) によって正式に展開された。MASによると、COSMICは金融業界とMAS・法執行機関の連携をより緊密にし、シンガポールの金融センターとしての評価をより高めるものとしている。

COSMICはMASとシンガポールの大手商業銀行6行が共同開発し、初期段階ではこれらの銀行が参加金融機関として機能する。COSMICでは、まずは商業銀行業務における3つの主要な金融犯罪リスク、(a) ペーパーカンパニーの濫用、(b) 不正目的での貿易金融利用、(c) 拡散金融に焦点をあてて任意で情報共有する運用を開始するとしている。COSMICの参加金融機関は、顧客のプロファイルや行動が客観的に定義された一定の疑わしい指標を示す場合に限り、他の参加金融機関と顧客情報を共有することができる。参加金融機関は共有される情報の機密性を保護するための方針と業務上の保護措置を設けることが求められている。これにより、参加金融機関は合法的な大多数の顧客の利益を守りつつ、潜在的な犯罪行為に関する情報を共有することができる。今後の一部情報共有の義務化や情報共有範囲・参加金融機関の拡大が期待される。

Writer's Profile



三部 有里奈 Yurina Mibe

金融ソリューション事業一部
シニアデータアナリスト、公認AMLスペシャリスト
専門は金融犯罪対策
focus@nri.co.jp